

静岡県食肉センター 指定管理者申請要項

令和7年7月

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

目次

募集要項

1	施設の概要	1
2	管理基準	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	要求する業績水準	2
5	指定の期間	2
6	利用料金制度及び県への納入金	3
7	自主事業に関する事項	3
8	災害等の発生に関する事項	3
9	リスク管理、業務分担及び保険加入等に関する事項	3
	(1) 県と指定管理者の管理運営業務の責任分担	3
	(2) 保険加入について	4
	(3) 事業の継続が困難となった場合における措置について	4
10	申請に関する事項	4
	(1) 申請資格	4
	(2) 申請者の制限	4
	(3) 選考の除外	5
11	申請の手続	5
	(1) 提出書類	5
	(2) 提出部数	6
	(3) 提出先	6
	(4) 提出期間	6
	(5) 提出方法	6
	(6) 申請書の取扱い	6
12	指定管理者候補者の審査及び選定	7
	(1) 指定管理者審査委員会	7
	(2) 選定方法	7
	(3) 選定基準	7
	(4) 審査項目と配点	7
	(5) 選定結果の通知と公表	8
	(6) 協定の締結	8
13	モニタリングの実施	8
14	業務の引継	9
15	環境に配慮した取組	9
16	法令等の遵守	9
17	公租公課の取扱い	9
18	問合せ先及び申請書類等提出先	9
	別表1「県及び指定管理者の管理運営業務分担表」	11
	別記様式	12

様式 1.....	13
様式 1 - 2.....	15
様式 2.....	17
様式 3.....	18
様式 4.....	19

静岡県食肉センター指定管理者申請要項

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例（令和 7 年静岡県条例第 3 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり、静岡県食肉センター（以下「センター」という。）の管理運営を行う指定管理者の申請の手続等を定める。

1 施設の概要

- (1) 名 称 静岡県食肉センター
- (2) 目 的 食用に供する牛及び豚のと殺及び解体の適正の確保並びに食肉の流通の円滑化を図り、畜産業の発展に寄与すること
- (3) 役 割 ①センターを牛及び豚の出荷者の使用に供すること
②上記目的を達成するために必要な事業を行うこと
- (4) 所 在 地 菊川市赤土 1 7 8 7 番地の 2
- (5) 設 置 日 令和 8 年 4 月 1 日
- (6) 建 物 構 造 地上 2 階
- (7) 主 な 指 定 管 理 対 象 の 施 設

施設名称	構造	延べ面積（数量）
小動物棟	S 造、2 階	4,483.47
		6,502.22
大動物棟	S 造、1 階	1,088.60
		1,088.60
牛枝肉出荷庇	S 造、平屋	16.20
		16.20
堆肥舎	R C 造（一部 S 造）、平屋	56.12
		56.12
管理棟	S 造、2 階	407.59
		739.04

(注) 面積（数量）欄 上段：建築面積、下段：延床面積

2 管理基準

- ・指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。
- ・施設、設備等の日常及び定期点検を実施するほか、と殺解体及び枝肉加工について効率的かつ安全安心な生産計画、生産指示、工程管理及び実績管理を行うこと。
- ・施設又は設備等の異常を発見した場合は、必要に応じて当該施設又は設備等の利用を直ちに中止し、その異常の詳細を確認するなど、施設とと殺解体及び枝肉加工作業の安全管理の徹底を図ること。

3 指定管理者が行う業務

- (i) センターを牛及び豚の出荷者の使用に供すること。
 - ・利用者の求めるとと殺解体及び枝肉加工について、効率的かつ安全安心な生産計画、生産

指示、工程管理及び実績管理を行う。

- ・利用促進策を講じる。
- (2) センターの維持管理を行うこと。
 - ・行政視察の対応
 - ・食育見学の対応
 - ・BCPの策定
- (3) 畜産業の発展に寄与するために必要な事業として、センター周辺の地域振興に関すること。
 - ・地域行事への参画
 - ・静岡県食肉センター赤土地区連絡会への参加
 - ・食肉センターの利活用の向上を目的とした事業への食肉事業者としての協力・参画
 - ・地域振興検討の場への参加

4 要求する業績水準

(1)と殺解体の年間処理頭数

と殺解体の年間処理目標頭数に基づき、事業計画書を作成すること。年間処理目標頭数の達成度は、事業評価の評価項目の一つとなる。

年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
豚	152,341	157,756	163,171	168,585	174,000
牛	6,193	6,895	7,597	8,298	9,000

(2)海外向け輸出認定を取得すること

「静岡県食肉流通再編・輸出促進コンソーシアム計画」において、輸出目標を次のとおり定めているため、海外向け輸出認定の取得に向け、資料を作成すること。

<輸出目標>

畜種	目標期 ^{※1}	輸出数量(kg)	輸出国	主な部位	備考
牛	第1期	1,000	ベトナム	肩ロース、ロース、ヒレ	CPTPP加盟国で今後輸出の拡大が期待される。
	第3期	3,000			
	第5期	10,000			
豚 ^{※2}	第1期	600	シンガポール	ロース	日本産豚肉の輸入解禁(2019年)から日本産豚肉の需要が拡大している。
	第3期	3,000			
	第5期	10,000			

※1 新施設の稼働開始年度(年度後半の稼働開始の場合は翌年度)を第1期とする。

※2 令和元年11月の県内の飼養豚への豚熱ワクチン接種開始に伴い輸出が停止している。

(3)利用者の満足度100% ※利用料金を除く

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

6 利用料金制度及び県への納入金

指定管理者は、施設の利用料金を収入として収受し、これを財源としてセンターの管理運営業務を行う。利用料金は、条例別表に定める額の範囲内で知事の承認を得て指定管理者が定め、公表する。

指定管理者は、各年度における施設の利用料金収入の一部を県に納入する。運営によって過不足が生じた場合でも原則として納入金の変更は行わない。

年度	納入金額
令和8年度	100,000,000円
令和9年度	100,000,000円
令和10年度	100,000,000円
令和11年度	100,000,000円
令和12年度	100,000,000円

7 自主事業に関する事項

「自主事業」とは、施設利用料金以外の料金を利用者から徴収し、又は物販の売上金を得ることを目的として行われるイベント、物販その他の事業をいい、センターでと殺解体及び枝肉加工された枝肉や部分肉の委託販売を含む。なお、委託販売以外の自主事業を行う場合には、条例の設置目的に反しない範囲で行うものとし、あらかじめ県と協議して承認を得ること。

8 災害等の発生に関する事項

- ・事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとする。ただし、原因の程度に応じ県によるものとする。
- ・指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告すること。
- ・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を講ずること。
- ・緊急時の連絡体制（外部からの応援体制の確保を含む）及び点検を含む平常時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等を整備し、日頃から緊急時に備えた訓練や職員に対する研修を実施し、知識の向上及び安全管理意識の徹底を図り、危機管理体制について万全を期すこと。
- ・施設が稼働停止となった場合の業務継続計画（BCP）を備え、停止中の運営について関係機関や他施設との連携を図ること。

9 リスク管理、業務分担及び保険加入等に関する事項

(1) 県と指定管理者の管理運営業務の責任分担

県と指定管理者の管理運営業務の責任分担は、別表1「県及び指定管理者の管理運営業務分担表」のとおりとする。

ただし、別表1で定める事項で疑義がある場合又は定めがない事項については、センターの管理運営に関する指定管理者の責任とすることを原則として、県と指定管理者が協議の

上、決定する。

(2) 保険加入について

施設の特徴を踏まえ、必要な保険に加入すること。

この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に静岡県も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにすること。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置について

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営の継続が困難と認められる場合又は指定管理者の財政状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合には、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。

この場合、指定管理者が協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとする。

イ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となり、当面の復旧が見込めない場合、県と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行う。なお、その結果事業の継続が困難であると判断した場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。

10 申請に関する事項

(1) 申請資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）とする（個人での申請は不可）。複数の団体で構成するグループ（以下「グループ」という。）が申請する場合は、団体代表を定め、他の団体は当該グループの構成団体とすること。

なお、単独で申請した団体は、他のグループの構成団体となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできない。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する団体又は次のいずれかに該当する団体が構成員となっているグループは申請者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ 直近 3 年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がさ

れている法人等を含む。)

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。)

ク 静岡県食肉センター指定管理者審査委員会委員と資本面で関係のある者

(3) 選考の除外

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を選考の対象から除外する。

ア 申請者の制限に掲げる事項に該当すると判明した場合

イ 複数の事業計画書を提出した場合

ウ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者審査委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけた場合

エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合

オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

カ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合

キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

11 申請の手続

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の事項に従い申請書類を提出すること。

なお、申請に関して必要となる費用は全て申請者の負担とする。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

（静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式）

イ 静岡県食肉センターの管理運営に関する事業計画書（様式 1）

ウ 申請者に関する書類

グループで申請する場合は構成団体ごとに提出すること。また、構成するすべての団体のものを提出すること。

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法事以外の団体にあっては代表者の住民票

の写し

- (ウ) 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出すること。
 - (エ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近3年分）
 - (オ) 役員名簿及び履歴を記載した書類
 - (カ) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに事業前年度の収支決算書及び事業報告書
 - (キ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（直近3年分）
 - (ク) 類似施設管理運営実績書（様式2）
 - (ケ) グループ申請構成書（様式3）【グループ申請の場合】
 - (コ) 印鑑証明書 【グループ申請の場合】
 - (サ) グループ協定書の写し（様式任意） 【グループ申請の場合】
 - (シ) 委任状（様式4） 【グループ申請の場合】
 - (ス) その他参考となる書類 【グループ申請の場合】
- ※各証明書は、申請日前3か月以内に交付されたものとする。

エ 提出書類作成上の注意事項

- (ア) 言語、通貨及び単位は原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位とする。
 - (イ) 規格はA4判とする。ページ数を中央下に表記すること。
- (2) **提出部数**
10部（正本1部、副本9部）
正本、副本とも目次を付け、2穴綴じファイルに綴じる。
- (3) **提出先**
「18 問合せ先及び申請書類等提出先」に同じ。
- (4) **提出期間**
令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）午後5時まで
- (5) **提出方法**
持参又は郵送（郵送の場合は、追跡可能な方法により送付すること）
- (6) **申請書の取扱い**

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。
ただし、県は、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合、その他県が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書換え、差替え、又は撤回することはできない。

エ 辞退

申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

オ 返却

申請書類は、一切返却しない。

カ 情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、静岡県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。また、原則として指定管理者の選定後、申請者、選定結果等を公表するものとする（個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報は非開示情報となる。）

12 指定管理者候補者の審査及び選定

(1) 指定管理者審査委員会

指定管理者候補者の選定にあたり、指定管理者審査委員会を構成する。

(2) 選定方法

ア 指定管理者審査委員会（以下、委員会）が、申請書類の内容を審査し、指定管理者の候補者を選定する。

イ 委員会は、選定した候補者を知事に報告し、知事は報告に基づいて指定管理者候補者を選定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定し、その旨を告示する。

ウ 申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この申請に基づく指定管理者の指定は行わない。

(3) 選定基準

次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、総合的に判断する。

ア 事業計画書の内容が、出荷者の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

エ 牛及び豚のと殺及び解体並びに枝肉の加工に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(4) 審査項目と配点

審査項目及び配点は次のとおり。

(1) 団体の概要 20点

(ア) 指定管理者への申請理由

(イ) 企業の社会的責任

(ウ) 団体の経営状況、事業実績

(エ) 類似施設の運営実績

(2) 収支に関する事項 36点

(ア) 収支計画 ※販売手数料収入等含む

- (イ) 管理経費縮減の方策
- (ウ) 自主事業計画 ※委託販売含む
- ③ 管理運営業務に関する事項 60点
 - (ア) 管理・運営の基本方針
 - (イ) 施設利用の基本方針
 - (ウ) 施設利用率の向上のための方策
 - (エ) 地域連携
 - (オ) 苦情等に対する方策
- ④ 維持管理・業務体制に関する事項 48点
 - (ア) 維持管理に係る具体的取組
 - (イ) 人材確保や人員配置について
 - (ウ) 緊急時の体制
 - (エ) 個人情報保護対策
- ⑤ 生産管理に関する事項 48点
 - (ア) 生産計画
 - (イ) 生産指示計画
 - (ウ) 工程管理計画
 - (エ) 実績管理計画
- (5) 選定結果の通知と公表

委員会での選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者を選考する。結果は、選考後速やかに申請者に通知するとともに公表する。

また、県は、申請者から得た情報及び評価点数等について、審査終了後にホームページへの公開や報道機関への情報提供などにより公表する。
- (6) 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者として指定された団体と県とで業務を実施していく上で必要となる事項について協議を行い、これに基づいて基本協定を締結する。また、年度ごとの取り決めが必要となる事項については、年度協定によりその内容を明記する。指定管理者として指定された団体が、正当な理由なくして基本協定・年度協定の締結に応じない場合は、指定を取り消す場合がある。

13 モニタリングの実施

- (1) 事業実施計画書・実績報告書の提出

県が別に定める事業実施計画書及び実績報告書等を作成し、提出すること。

その他必要に応じて、県が実地調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがある。
- (2) 静岡県食肉センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）への出席

管理業務の実施に当たり、県が開催する評価委員会に出席し、委員の評価を受け、管理業務の改善に努めること。
- (3) 利用者満足度調査の実施

管理業務の実施に当たり、利用者の声を業務の参考に資するため、利用者アンケート

調査等を実施し、結果を県へ報告すること。

(4) 事業実施計画書等の公表

上記の事業実施計画書及び実績報告書並びに評価委員会に提出した書類及び評価結果は、原則として県ホームページにおいて公表する。

14 業務の引継

指定期間が終了したとき又は指定管理が取り消された場合は、以下のとおり業務の引継ぎを行うこと。

- (1) 施設を原状に回復し、県に施設、備品及び必要な書類等を引き渡すこと。
- (2) 次期指定管理者又は県と十分に業務引継ぎを行うこと。
- (3) 指定期間満了後の使用に係る利用料金を次期指定管理者又は県に引き継ぐこと。

15 環境に配慮した取組

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「静岡県地球温暖化対策実行計画」に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づいて行う年間エネルギーの使用量の報告など、必要な事務を行うこと。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めること。

16 法令等の遵守

管理業務を行うに当たっては、次に例示する法令等、その他センターの管理を行う上で必要な法令等を遵守すること。

- ア 地方自治法、同法施行令
- イ と畜場法、同法施行令、同法施行規則
- ウ 食品衛生法、同法施行令
- エ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- オ 静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例、同条例施行規則並びに枝肉販売取引要綱
- カ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- キ 個人情報保護法
- ク その他関係法令

17 公租公課の取扱い

地方消費税、事業所税、法人住民税等の公租公課については、すべて指定管理者として指定された団体の負担とする。

18 問合せ先及び申請書類等提出先

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁東館8階）

T E L : 054-221-2095 F A X : 054-273-1123
E-mail : chikusan@pref.shizuoka.lg.jp

別表1 「県及び指定管理者の管理運営業務分担表」

項目		内容	県	指定管理者	
基本事項	法令変更	指定管理者の管理業務に関する法令変更		○	
		施設・設備等に関する法令変更	○		
	税制変更	税制変更による納税額の増加。ただし、管理業務の継続に著しい影響を及ぼす場合は別途協議による		○	
	周辺住民・施設利用者への対応	施設の設置に関する住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの	○		
指定管理者による維持管理及び運営に関する住民等の反対運動、訴訟、要望等に関するもの			○		
申請時	書類の誤り	指定管理者が作成する書類の誤りによる損害		○	
		仕様書等、県が作成する書類の誤りによる損害	○		
事業期間	政治、行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由（首長の交代、施策方針の変更等）により管理業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合における経費等の増加	○		
	経済変動	物価変動、金利変動による経費等の増加。ただし、変動が著しい場合は別途協議による。		○	
	施設等の更新等	施設・設備等の増設、改築、更新等	○		
	利用者・第三者への損害賠償	管理上の瑕疵による利用者への損害賠償			○
		県造成施設：施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償	○		
		生産設備：施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償	○	○	
	運営リスク	県譲受施設：施設・設備等の瑕疵による利用者等への損害賠償			○
		管理上の瑕疵による施設・設備等の利用休止			○
		県造成施設：施設・設備等の瑕疵による利用休止	○		
		生産設備：施設・設備等の瑕疵による利用休止	○	○	
	情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい			○
	備品の更新	県が無償貸付け又は提供する備品の更新別に定める重要（県が更新）又は軽微（指定管理者が更新）な備品区分で規定	○		○
	施設・設備等の修繕	管理上の瑕疵による施設・設備等の損傷等			○
		施設・設備等の瑕疵による損傷等	○		
第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で小規模なもの（税抜500万円以下）				○	
第三者の行為、経年劣化等による施設・設備等の損傷等で大規模なもの（税抜500万円超）		○			
不可抗力	自然災害等の県、指定管理者のいずれにも帰責事由がない不可抗力による経費の増加等	○		○	
終了時	事業終了時の対応	指定管理期間終了時、又は期間途中での終了時の事業者撤収、原状回復及び引継ぎに係る費用		○	

※この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

静岡県食肉センターの管理に関する業務を行いたいので、静岡県食肉センターの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

事業計画書

申込年月日 年 月 日

団体(グループ)名			
代 表 者 名			
所 在 地			
電 話 番 号		F A X 番 号	
事 業 計 画 (別 紙 可)			
<p>(1) 団体の概要</p> <p>ア 申請理由 (今回申請した理由を記載してください。)</p> <p>イ 企業の社会的責任について (企業倫理、コンプライアンス(法令遵守)について団体としての基本的な考え方を説明してください。)</p> <p>(2) センターの業務に係る収支に関する事項</p> <p>ア 収支計画について(様式1-2) (5か年分の収支計画を作成してください。) ※販売手数料収入等含む</p> <p>イ 管理経費縮減の方策について (経費縮減に向けた実効性のある取組について説明してください。)</p> <p>ウ 自主事業計画について (自主事業の取組について説明してください。) ※委託販売含む</p> <p>(3) センターの管理運営業務に関する事項</p> <p>ア 管理・運営の基本方針について (センターの管理運営を行っていく上での基本方針を説明してください。)</p> <p>イ 施設利用の基本的な考え方について (食肉事業者、生産者の施設利用に関する基本的な考え方を公平、公正な取引を実現させる観点を含め説明してください。)</p> <p>ウ 利用促進策(施設利用率の向上(荷の確保等))につながる取組について (食肉事業者や生産者の施設利用の向上につながる取組について提案してください。)</p> <p>エ 地域連携(県民サービスの向上につながる取組を含む)について (食育事業や食の安全安心に係る情報発信等県民サービスの向上につながる取組について提案してください。)</p> <p>オ 周辺住民や利用者からの苦情等にかかる方策について (周辺住民や利用者からの苦情等にかかる方策について提案してください。)</p> <p>(4) センターの施設維持管理・業務体制に関する事項</p> <p>ア 施設の維持管理に係る具体的取組について</p>			

(施設の管理業務の一部を外部委託する場合の外部委託の考え方、その他施設の維持管理で特筆すべき事を説明してください。)

イ 人材確保や人員配置について

(センターの管理運営業務を行うための人材確保や人員配置に対する考え方について説明してください。)

ウ 緊急時の体制について

(危機管理体制の整備や危機管理マニュアルの作成、研修や訓練等の計画について具体的に説明してください。併せてマニュアルを提出してください。)

エ 個人情報保護対策について

(個人情報保護に関する方針やチェック体制、責任体制の整備に関する取組について説明してください。)

(5) 生産管理計画について

ア 生産計画について

(縦軸を「累積と畜処理頭数」、横軸を「稼働日数(開場日数)」とした製造三角図を獣畜ごとに作成してください。)

イ 生産指示計画について

(組織、指揮命令の体系、責任者等について記載してください。また、勤務体制について説明するとともに組織体制図を添付してください。)

ウ 工程管理計画について

(標準作業人数と標準作業時間(準備段取り時間を含む)、一日の作業工程(清掃時間、休憩時間等も含む)について説明してください。あわせて期間別生産計画(大日程、中日程)を作成してください。また、豚から牛への段取り替えの所要時間の目標、故障した場合の復旧体制、復旧時間の目標についても説明してください。)

エ 実績管理計画について

(各月のと畜処理頭数や委託販売量の把握時期、利用料金の計数把握時期、現金の管理方法などの管理計画について作成してください。)

収支予算書 (年度)

団体 (グループ) 名

項 目		金 額(千円)	積算内訳
収 入	利用料金収入 販売収入 (自主事業)		
支 出 (管理 運営 費)			
	合 計		
収 支 差 額			

(注)

- 1 年度ごと別葉で作成する（別紙添付可とする）。
- 2 項目欄に記入されている項目の説明は次のとおり

(1) 収入

ア 利用料金収入

- ・利用目標頭数等をもとにして年間利用料金収入の見込額を算定して記入する。
- ・指定管理業務の収支計画（収支予算）について、指定者納入金の納入後に収支が黒字化する損益分岐点の年間処理頭数を記載すること。

イ 販売収入（自主事業）

(2) 支出（管理運営費）

申請者が通常使用している勘定科目にしたがって記入する。なお、各科目とも積算内訳を記入する。

類似施設管理運営実績書

団体(グループ)名

施設名	所在地	施設の用途 内容等	主な業務内容	管理運営期間	
				開始	年月日
				開始	年月日
				終了	年月日
				開始	年月日
				終了	年月日
				開始	年月日
				終了	年月日
				開始	年月日
				終了	年月日
				開始	年月日
				終了	年月日
				開始	年月日
				終了	年月日

グ ル ー プ 申 請 構 成 書

グループの名称

静岡県食肉センターにおける指定管理の申請について、次のとおり、グループを組んで申し込みます。

構成員1（代表となる団体）	所在地 名称等 代表者
構成員2	所在地 名称等 代表者
構成員3	所在地 名称等 代表者
構成員4	所在地 名称等 代表者
構成員5	所在地 名称等 代表者

- ※ この書類はグループによる申請を行う場合のみ提出すること
- ※ グループの構成団体が5を上回る場合は、適宜必要事項を追加すること
- ※ グループ協定書の写し、委任状（様式6）を併せて提出すること

様式4 (用紙 日本産業規格A4縦型)

	委 任 状	年 月 日
構成員1 (代表となる団体)	所在地 名称等 代表者	印
構成員2	所在地 名称等 代表者	印
構成員3	所在地 名称等 代表者	印
構成員4	所在地 名称等 代表者	印
構成員5	所在地 名称等 代表者	印

私は、次の団体をグループの代表団体とし、静岡県食肉センターにおける指定管理の申請手続き等に関して次の事項を委任します。

受任者

所在地
名称等
代表者

印

委任事項

- 1 指定管理者の指定の申請に関する件
- 2 申請書類の提出に関する件
- 3 申請の辞退に関する件
- 4 協定の締結に関する件
- 5 委託料の請求受領に関する件
- 6 契約に関する件

※ この書類はグループによる申請を行う場合のみ提出すること

※ グループの構成団体が5を上回る場合は、適宜必要事項を追加して調整すること